

藤沢市教育情報セキュリティポリシー
＜基本方針＞

藤沢市教育委員会

文書の新規発行／改定

版数	改定／施行年月日	文書の新規制定 ／改定内容	承認者	作成部署	文書整理番号
00	改定：平成 年 月 日 施行：平成25年 4月 1日	新規制定	吉田 教育長	学校教育 企画課	
01	改定：平成28年 9月 1日 施行：平成28年 9月 1日	全面改定	吉田 教育長	学校教育 企画課	287115000988
02	改定：令和 2年 4月 1日 施行：令和 2年 4月 1日	全面改定	岩本 教育長	教育総務課	027101000005
03	改定：令和 5年 4月 1日 施行：令和 5年 4月 1日	個人情報保護法 改正に伴う改定	岩本 教育長	教育総務課	
04	改定：令和 年 月 日 施行：令和 年 月 日				
05	改定：令和 年 月 日 施行：令和 年 月 日				
06	改定：令和 年 月 日 施行：令和 年 月 日				
07	改定：令和 年 月 日 施行：令和 年 月 日				
08	改定：令和 年 月 日 施行：令和 年 月 日				

(注意)

- (1) 本文書を一部改定したときは、当該一部改定に係る部分（影響するページ）を加除方式により差し替え、最新化する。
- (2) 本文書を全部改定したときは、改定前の本文書を各所管において速やかに撤去し、廃棄するものとする。
- (3) 文書の新規制定／改定内容は、制定及び改定の都度、当該制定及び改定の履歴を記載したものと差し替える。

藤沢市教育情報セキュリティポリシー 基本方針

藤沢市立学校及び教育委員会は、保有する児童生徒、保護者、教職員などに関する様々な情報資産を事件、事故から守ることを目的に、全教職員及び教育委員会職員の意識改革に基づく全組織的な取組を行い、適正な情報資産の取扱いを確保し、情報セキュリティの維持、向上に努めます。

このため、全教職員及び教育委員会職員により、以下の取組を実施します。

1. すべての情報資産の取扱いについては、学校教育法、地方自治法、地方公務員法、神奈川県条例、藤沢市条例、藤沢市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例等の関係法令と「藤沢市教育情報セキュリティポリシー」を遵守します。
2. 情報システムのセキュリティを組織的に管理運用するため、最高教育情報セキュリティ責任者(教育長)のもと、藤沢市教育情報セキュリティ委員会を組織し、教職員及び教育委員会職員の役割と責任を藤沢市教育情報セキュリティポリシー対策基準として別に定めます。
3. 藤沢市立学校及び教育委員会の情報資産を機密性、完全性、可用性の観点で適切に管理します。
4. 全教職員及び教育委員会職員の情報セキュリティに関する意識改革を推進するため、必要な教育研修を定期的、継続的に実施します。
5. 情報セキュリティの維持、強化を推進するため、「藤沢市教育情報セキュリティポリシー」の継続的改善に努めます。
6. 「藤沢市教育情報セキュリティポリシー」及び関係法令に反する行為には、厳正に対処します。

上記の取組により、様々な情報セキュリティ上の脅威から藤沢市立学校及び教育委員会の情報資産を守り、信頼の向上に努めます。

2023年4月1日
藤沢市教育委員会
教育長